（前のページより続き）

○独立行政法人北方領土問題対策協会が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（**内閣府・農林水産**一）　六〇

○独立行政法人情報通信研究機構が政府出資等に係る不要財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**総務**四二〇）

○独立行政法人情報通信研究機構が民間等出資に係る不要財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を定める件（**同**四二一）

○独立行政法人統計センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（**同**四二二）

○独立行政法人平和祈念事業特別基金が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（**同**四二三）

○独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**同**四二四）

○独立行政法人情報通信研究機構が通信・放送開発金融関連業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**総務・財務**一）

○独立行政法人情報通信研究機構が通信・放送開発金融関連業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を定める件（**同**三）

六一

○独立行政法人宇宙航空研究開発機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額の算定基準等を定める件（**総務・文部科学**一）

○日本司法支援センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**法務**五九一）

○日本司法支援センターが政府以外出資に係る不要財産を譲渡したときに法務大臣が算定する金額の算定基準を定める件（**同**五九二）

○独立行政法人国際交流基金が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（**外務**四九一）

○独立行政法人国際協力機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（**外務・財務**一）

○独立行政法人酒類総合研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（**財務**三七四）

○独立行政法人造幣局が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（**同**三七五）

○独立行政法人国立印刷局が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（**同**三七六）

○独立行政法人日本万国博覧会記念機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（**同**三七七）

○独立行政法人日本万国博覧会記念機構が地方公共団体出資に係る不要財産を譲渡したときに財務大臣が算定する金額の算定基準（**同**三七八）

六二

○独立行政法人農林漁業信用基金が農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**財務・農林水産**三〇）

○独立行政法人農林漁業信用基金が農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに農林水産大臣及び財務大臣が算定する金額の算定基準を定める件（**同**三一）

○独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**同**三二）

○独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに農林水産大臣及び財務大臣が算定する金額の算定基準を定める件（**同**三三）

○独立行政法人中小企業基盤整備機構が政府出資等に係る不要財産（産業基盤整備業務に係るものに限る。）を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（**財務・経済産業**二）

○独立行政法人奄美群島振興開発基金が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**財務・国土交通**一）

○独立行政法人奄美群島振興開発基金が民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を定める件（**同**二）

○独立行政法人住宅金融支援機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**同**三）

六三

○文部科学省関係独立行政法人が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額の算定基準等を定める件（**文部科学**一五〇）

○日本私立学校振興・共済事業団が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額の算定基準を定める件（**同**一五一）

○独立行政法人日本原子力研究開発機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額の算定基準等を定める件（**文部科学・経済産業**六）

○独立行政法人国立健康・栄養研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**厚生労働**三九一）

○独立行政法人労働安全衛生総合研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**同**三九二）

○独立行政法人勤労者退職金共済機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**同**三九三）

○独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**同**三九四）

○独立行政法人福祉医療機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**同**三九五）

○独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件（**同**三九六）

六四　六五　六六　六七